## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の理由は、別紙記載のとおりであつて、当裁判所はこれに対し、次のように判断する。

〈要旨第一〉一、 競売の目的たる不動産が数箇ある場合、これを各別に競売するか、またはこれを一括して競売に附する〈/要旨第一〉かは、別に法律上の売却条件をなすものではないから、裁判所がその意見によつて自由に決定することができ、また一旦そのいずれかによることを決定した場合においても、爾後裁判所が適当と認めるときは、あえて利害関係人の合意を要せず、これを変更することができるものと解せられるから、原裁判所が、その方法を所論のように変更したとしても、これを以つて、民事訴訟法第六百七十二条第三号に該当するものということはできない。

〈要旨第二〉二、 競売手続の利害関係人に対し競売期日の通知をなす場合、右の通知と競売期日との間には必ずしも所論〈/要旨第二〉のように、十四日の期間を存しなければならないものではない。けだし競売法上かかることを定めた規定は全然なく、また不特定の一般人に対して競売に関する主要事項を周知させ、できるだけ多くの人を競売に参加させることを目的とする競売期日の公告と、特定の利害関係人に対し競売期日を知らせる通知とは、おのずからその性質を異にし、前者について競売期日との間に少くとも十四日の期間が存しなければならないとしても、後者について特殊の期間が存することを要するものとは解されていた。また、

以上抗告理由はいずれも、その理由がないから、本件抗告はこれを棄却すべきものと認め、主文のように決定した。

(裁判長判事 小堀保 判事 原増司 判事 高井常太郎)